

民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行及び民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案新旧対照条文

目次

一	政府の債務に対し差押命令を受ける場合における会計上の規程(明治二十六年勅令第二百六十一号)(第一条関係)	1
二	地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)(第二条関係)	2
三	検察審査会法施行令(昭和二十三年政令第三百五十四号)(第三条関係)	3
四	地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)(第四条関係)	4
五	鉱業登録令(昭和二十六年政令第十五号)(第五条関係)	6
六	自動車登録令(昭和二十六年政令第二百五十六号)(第六条関係)	11
七	漁業登録令(昭和二十六年政令第二百九十二号)(第七条関係)	14
八	土地収用法施行令(昭和二十六年政令第三百四十二号)(第八条関係)	17
九	航空機登録令(昭和二十八年政令第二百九十六号)(第九条関係)	20
十	特許登録令(昭和三十五年政令第三十九号)(第十条関係)	24
十一	実用新案登録令(昭和三十五年政令第四十号)(第十一条関係)	28
十二	意匠登録令(昭和三十五年政令第四十一号)(第十二条関係)	30
十三	商標登録令(昭和三十五年政令第四十二号)(第十三条関係)	32
十四	ダム使用権登録令(昭和四十二年政令第二号)(第十四条関係)	34
十五	著作権法施行令(昭和四十五年政令第三百三十五号)(第十五条関係)	37
十六	特定鉱業権関係登録令(昭和五十三年政令第三百八十二号)(第十六条関係)	38
十七	回路配置利用権等の登録に関する政令(昭和六十年政令第三百二十六号)(第十七条関係)	40
十八	公証人手数料令(平成五年政令第二百二十四号)(第十八条関係)	43
十九	動産・債権譲渡登記令(平成十年政令第二百九十六号)(第十九条関係)	44

二十	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行令（平成十二年政令第五百号）（第二十條關係）	45
二十一	小型船舶登録令（平成十三年政令第三百八十一号）（第二十一條關係）	46
二十二	個人情報情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）（第二十二條關係）	50
二十三	不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）（第二十三條關係）	53
二十四	市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）（第二十四條關係）	67
二十五	事業性融資の推進等に関する法律施行令（令和七年政令第二百四十三号）（第二十五條關係）※未施行	68

一 政府の債務に対し差押命令を受ける場合における会計上の規程（明治二十六年勅令第二百六十一号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第六条 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第一百五十六条第一項乃至第三項（此等ヲ準用シ又ハ其ノ例ニ依ル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ供託ヲ為ス場合ニ於テハ当該仕払命令官、繰替払ヲ命令スル官吏、出納官吏、銀行又ハ金庫ニ於テ供託ノ手續ヲ為スヘシ滞納処分と強制執行等との手續の調整に関する法律（昭和三十二年法律第九十四号）第二十条の六第一項（同法第二十条の九第一項、第二十条の十及第三十六条の十二第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）又ハ第三十六条の六第一項（同法第三十六条の十三ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ供託ヲ為ス場合ニ於テ亦同ジ</p>	<p>第六条 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第一百五十六条第一項又ハ第二項（此等ヲ準用シ又ハ其ノ例ニ依ル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ供託ヲ為ス場合ニ於テハ当該仕払命令官、繰替払ヲ命令スル官吏、出納官吏、銀行又ハ金庫ニ於テ供託ノ手續ヲ為スヘシ滞納処分と強制執行等との手續の調整に関する法律（昭和三十二年法律第九十四号）第二十条の六第一項（同法第二十条の九第一項、第二十条の十及第三十六条の十二第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）又ハ第三十六条の六第一項（同法第三十六条の十三ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ供託ヲ為ス場合ニ於テ亦同ジ</p>

改正案	現行
<p>第九十六条 (略)</p> <p>② 前項の規定による有効署名があることを証明する書面には、 条例制定又は改廃請求者署名簿の署名の効力の決定に関する裁 決書若しくは電子判決書(民事訴訟法(平成八年法律第百九号 )第二百五十二条第一項に規定する電子判決書(同法第二百五 十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機に備 えられたファイルに記録されたものに限る。)をいう。)に記 録されている事項を記載した書面であつて裁判所書記官が当該 書面の内容が当該ファイルに記録されている事項と同一である ことを証明したもの又は地方自治法第七十四条の二第十項の規 定による通知書があるときは、これを添えなければならない。</p>	<p>第九十六条 (略)</p> <p>② 前項の規定による有効署名があることを証明する書面には、 条例制定又は改廃請求者署名簿の署名の効力の決定に関する裁 決書若しくは判決書又は地方自治法第七十四条の二第十項の規 定による通知書があるときは、これを添えなければならない。</p>

改正案	現行
<p>第十六条（略）</p> <p>2 前項本文の規定による送達については、民事訴訟に関する法令の規定中送達に関する規定（民事訴訟法（平成八年法律第九号）第百条第二項並びに第一編第五章第四節第三款及び第四款の規定を除く。）を準用する。ただし、裁判所書記官に属する職務は、検察審査会事務官が行う。</p>	<p>第十六条（略）</p> <p>2 前項本文の送達については、民事訴訟に関する法令の規定中送達に関する規定（公示送達に関する規定を除く。）を準用する。ただし、裁判所書記官に属する職務は、検察審査会事務官が行う。</p>

改正案

現行

<p>（法第三百八十二条の三の者等）</p> <p>第五十二条の十五 法第三百八十二条の三に規定する政令で定める者は、次の表の上欄に掲げる者とし、同条に規定するこれらの者に係る固定資産として政令で定めるものは、同表の上欄に掲げる者について、それぞれ同表の中欄に掲げる固定資産とし、同条に規定する固定資産課税台帳に記載をされている事項のうち政令で定めるものは、同表の上欄に掲げる者について、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。</p>		<p>（法第三百八十二条の三の者等）</p> <p>第五十二条の十五 法第三百八十二条の三に規定する政令で定める者は、次の表の上欄に掲げる者とし、同条に規定するこれらの者に係る固定資産として政令で定めるものは、同表の上欄に掲げる者について、それぞれ同表の中欄に掲げる固定資産とし、同条に規定する固定資産課税台帳に記載をされている事項のうち政令で定めるものは、同表の上欄に掲げる者について、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。</p>	
<p>一〇の項及び 一一の項から一四の二の項まで並び に別表第二の一の 項から七の項まで</p>	<p>四 民事訴訟費用等 に関する法律（昭 和四十六年法律第 四十号）別表第一</p>	<p>当該申立ての目 的である固定資 産</p>	<p>法第三百八十一 条第一項から第 五項までに規定 する登録事項</p>
<p>一〇の項及び 一一の項から一四の二の項まで並び に別表第二の一の 項から七の項まで</p>	<p>四 民事訴訟費用等 に関する法律（昭 和四十六年法律第 四十号）別表第一</p>	<p>当該申立ての目 的である固定資 産</p>	<p>法第三百八十一 条第一項から第 五項までに規定 する登録事項</p>

及び二の項の上  
欄に掲げる申立て  
をしようとする者

げる申立てをしよ  
うとする者

改正案	現行
<p>第二十八条 登録に関する錯誤又は脱落の変更の登録の申請があつた場合は、登録上利害関係を有する第三者がないとき、又は申請書に登録上利害関係を有する第三者の承諾書若しくはこれに對抗することができる裁判の謄本若しくは裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものを添付したときに限り、付記により変更の登録をする。</p> <p>（回復）</p> <p>第二十九条 抹消した登録の回復の申請をする場合において、登録上利害関係を有する第三者があるときは、申請書にその者の承諾書又はこれに對抗することができる裁判の謄本若しくは裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものを添付しなければならない。</p> <p>（抹消）</p> <p>第三十条 登録の抹消の申請をする場合において、登録上利害関</p>	<p>第二十八条 登録に関する錯誤又は脱落の変更の登録の申請があつた場合は、登録上利害関係を有する第三者がないとき、又は申請書に登録上利害関係を有する第三者の承諾書若しくはこれに對抗することができる裁判の謄本を添付したときに限り、附記により変更の登録をする。</p> <p>（回復）</p> <p>第二十九条 まつ消した登録の回復の申請をする場合において、登録上利害関係を有する第三者があるときは、申請書にその者の承諾書又はこれに對抗することができる裁判の謄本を添付しなければならない。</p> <p>（抹消）</p> <p>第三十条 登録の抹消の申請をする場合において、登録上利害関</p>

係を有する第三者があるときは、申請書にその者の承諾書又はこれに対抗することができる裁判の謄本若しくは裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものを添付しなければならない。

(仮登録の抹消)

第三十五条 仮登録の抹消は、仮登録名義人がその申請をすることができる。

2 申請書に仮登録名義人の承諾書又はこれに対抗することができる裁判の謄本若しくは裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものを添付したときは、登録上の利害関係人が仮登録の抹消の申請をすることができる。

第三十七条 (略)

2 (略)

3 裁判所書記官は、前条各号の訴えの提起があつたときは、職権で、嘱託書に訴状の謄本若しくは抄本又は電磁的訴訟記録(民事訴訟法(平成八年法律第九十九号)第九十一条の二第一項に規定する電磁的訴訟記録をいう。)に記載されている事項のうち訴状に記載すべき事項に係る部分の全部若しくは一部を記載

係を有する第三者があるときは、申請書にその者の承諾書又はこれに対抗することができる裁判の謄本を添付しなければならない。

(仮登録のまつ消)

第三十五条 仮登録のまつ消は、仮登録名義人がその申請をすることができる。

2 申請書に仮登録名義人の承諾書又はこれに対抗することができる裁判の謄本を添付したときは、登録上の利害関係人が仮登録のまつ消の申請をすることができる。

第三十七条 (略)

2 (略)

3 裁判所書記官は、前条各号の訴えの提起があつたときは、職権で、嘱託書に訴状の謄本又は抄本を添付して、予告登録を嘱託しなければならない。

した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該電磁的訴訟記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを添付して、予告登録を嘱託しなければならない。

第三十九条 第一審裁判所の裁判所書記官は、第三十六条各号の訴えを却下した裁判若しくはこれを提起した者に対して敗訴を言い渡した裁判が確定したとき、訴えの取下げがあつたとき、請求の放棄があつたとき、又は請求の目的について和解があつたときは、職権で、嘱託書に裁判の謄本若しくは抄本若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの又は訴えの取下げ、請求の放棄若しくは和解を証する書面を添付して、予告登録の抹消を嘱託しなければならない。

## 第二節 鉱業権及び租鉱権

(設定又は変更の登録)

### 第四十一条 (略)

2 鉱区の減少又は分割による鉱業権の変更の登録は、変更前の鉱業権につき登録上利害関係を有する第三者があるときは、その者の承諾書又はこれに対抗することができる裁判の謄本若し

第三十九条 第一審裁判所の裁判所書記官は、第三十六条各号の訴えを却下した裁判若しくはこれを提起した者に対して敗訴を言い渡した裁判が確定したとき、訴えの取下げがあつたとき、請求の放棄があつたとき、又は請求の目的について和解があつたときは、職権で、嘱託書に裁判の謄本若しくは抄本又は訴えの取下げ、請求の放棄若しくは和解を証する書面を添付して、予告登録の抹消を嘱託しなければならない。

## 第二節 鉱業権及び租鉱権

(設定又は変更の登録)

### 第四十一条 (略)

2 鉱区の減少又は分割による鉱業権の変更の登録は、変更前の鉱業権につき登録上利害関係を有する第三者があるときは、その者の承諾書又はこれに対抗することができる裁判の謄本があ

くは裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものであるときでなければ、してはならない。鉱業法第四十六条第一項の規定による採掘鉱区の増加の登録について、隣接鉱区の鉱業権につき登録上利害関係を有する第三者があるときも、同様とする。

3 鉱区の合併による採掘権の変更の登録は、変更前の採掘権に抵当権が設定されているときは、当該抵当権者の承諾書又はこれに対抗することができる裁判の謄本若しくは裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものと及び抵当権の順位に関する協定書があるときでなければ、してはならない。

(鉱業権の放棄による消滅の登録)

第四十七条 (略)

2 採掘権の放棄による消滅の登録の申請をするときは、第三十条の規定にかかわらず、抵当権者の承諾書又はこれに対抗することができる裁判の謄本若しくは裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものは、添付することを要しない。

るときでなければ、してはならない。鉱業法第四十六条第一項の規定による採掘鉱区の増加の登録について、隣接鉱区の鉱業権につき登録上利害関係を有する第三者があるときも、同様とする。

3 鉱区の合併による採掘権の変更の登録は、変更前の採掘権に抵当権が設定されているときは、当該抵当権者の承諾書又はこれに対抗することができる裁判の謄本及び抵当権の順位に関する協定書があるときでなければ、してはならない。

(鉱業権の放棄による消滅の登録)

第四十七条 (略)

2 採掘権の放棄による消滅の登録の申請をするときは、第三十条の規定にかかわらず、抵当権者の承諾書又はこれに対抗することができる裁判の謄本は、添付することを要しない。

第六十条 抵当権の変更（信託による抵当権についての変更を除く。）の登録の申請があつた場合は、登録上利害関係を有する第三者がないとき、又は申請書に登録上利害関係を有する第三者の承諾書若しくはこれに対抗することができる裁判の謄本若しくは裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものを添付したときに限り、付記により変更の登録をする。

第六十条 抵当権の変更（信託による抵当権についての変更を除く。）の登録の申請があつた場合は、登録上利害関係を有する第三者がないとき、又は申請書に登録上利害関係を有する第三者の承諾書若しくはこれに対抗することができる裁判の謄本を添付したときに限り、付記により変更の登録をする。

改正案	現行
<p>(付記登録)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 次に掲げる登録は、登録上利害関係を有する第三者がないとき、又は登録上利害関係を有する第三者の承諾書若しくはこれに對抗することができる裁判の謄本若しくは裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものが提出されたときに限り、付記登録とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>第三十二条 登録の抹消の申請をする場合において、その抹消について登録上利害関係を有する第三者があるときは、申請書にその者の承諾書又はこれに對抗することができる裁判の謄本若しくは裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものを添付しなければならない。ただし、道路運送車両法第十五条第一項第一号に規定する自動車の滅失により申請をする場合は、この限りでない。</p>	<p>(付記登録)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 次に掲げる登録は、登録上利害関係を有する第三者がないとき、又は登録上利害関係を有する第三者の承諾書若しくはこれに對抗することができる裁判の謄本が提出されたときに限り、付記登録とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>第三十二条 登録の抹消の申請をする場合において、その抹消について登録上利害関係を有する第三者があるときは、申請書に添えてその者の承諾書又はこれに對抗することができる裁判の謄本を添付しなければならない。但し、道路運送車両法第十五条第一項第一号に規定する自動車の滅失により申請をする場合は、この限りでない。</p>

(抹消した登録の回復)

第三十三条 抹消した登録の回復の申請をする場合において、登録上利害関係を有する第三者があるときは、申請書に添えて、その者の承諾書又はこれに対抗することができ裁判の謄本若しくは裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものを提出しなければならない。

(予告登録の嘱託)

第三十五条 裁判所書記官は、前条に規定する訴えの提起があつたときは、職権で、嘱託書に訴状の謄本若しくは抄本又は電磁的訴訟記録（民事訴訟法（平成八年法律第九号）第九十一条の二第一項に規定する電磁的訴訟記録をいう。）に記録されている事項のうち訴状に記載すべき事項に係る部分の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該電磁的訴訟記録に記載されている事項と同一であることが証明したものを添付して、予告登録を運輸監理部長又は運輸支局長に嘱託しなければならない。

(予告登録の抹消)

(まつ消した登録の回復)

第三十三条 まつ消した登録の回復の申請をする場合において、登録上利害関係を有する第三者があるときは、申請書に添えて、その者の承諾書又はこれに対抗することができ裁判の謄本を提出しなければならない。

(予告登録の嘱託)

第三十五条 裁判所書記官は、前条に規定する訴えの提起があつたときは、職権で、嘱託書に訴状の謄本又は抄本を添付して、予告登録を運輸監理部長又は運輸支局長に嘱託しなければならない。

(予告登録の抹消)

第三十六条 第一審裁判所の裁判所書記官は、第三十四条の訴えを却下した裁判若しくはこれを提起した者に対して敗訴を言い渡した裁判が確定したとき、訴えの取下げがあつたとき、請求の放棄があつたとき、又は請求の目的について和解があつたときは、職権で、囑託書に裁判の謄本若しくは抄本若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの又は訴えの取下げ、請求の放棄若しくは和解を証する書面を添付して、予告登録の抹消を運輸監理部長又は運輸支局長に囑託しなければならない。

第三十六条 第一審裁判所の裁判所書記官は、第三十四条の訴えを却下した裁判若しくはこれを提起した者に対して敗訴を言い渡した裁判が確定したとき、訴えの取下げがあつたとき、請求の放棄があつたとき、又は請求の目的について和解があつたときは、職権で、囑託書に裁判の謄本若しくは抄本又は訴えの取下げ、請求の放棄若しくは和解を証する書面を添付して、予告登録の抹消を運輸監理部長又は運輸支局長に囑託しなければならない。

改正案

現行

（仮登録の抹消）

第三十条 仮登録の抹消の申請は、仮登録名義人だけであることができる。

2 登録上の利害関係人は、申請書に仮登録名義人の承諾書又はこれに対抗することができる裁判の謄本若しくは裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものを添付すれば、仮登録の抹消を申請することができる。

（予告登録の嘱託）

第三十二条 裁判所書記官は、前条各号の訴えが提起されたときは、職権で、嘱託書に訴状の謄本若しくは抄本又は電磁的訴訟記録（民事訴訟法（平成八年法律第九号）第九十一条の二第二項に規定する電磁的訴訟記録をいう。）に記載されている事項のうち訴状に記載すべき事項に係る部分の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該電磁的訴訟記録に記載されている事項と同一であることを証明したものを添付して、その予告登録を登録庁に嘱託しなければ

（仮登録のまつ消）

第三十条 仮登録のまつ消の申請は、仮登録名義人だけであることができる。

2 登録上の利害関係人は、申請書に仮登録名義人の承諾書又はこれに対抗することができる裁判の謄本を添付すれば、仮登録のまつ消を申請することができる。

（予告登録の嘱託）

第三十二条 裁判所書記官は、前条各号の訴えが提起されたときは、職権で、嘱託書に訴状の謄本又は抄本を添付して、その予告登録を登録庁に嘱託しなければならない。

ならない。

2 (略)

(予告登録の抹消)

第三十三条 第一審裁判所の裁判所書記官は、第三十一条各号の訴えを却下した裁判若しくはこれを提起した者に対して敗訴を言い渡した裁判が確定したとき、訴えの取下げがあつたとき、請求の放棄があつたとき、又は請求の目的について和解があつたときは、職権で、囑託書に裁判の謄本若しくは抄本若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの又は訴えの取下げ、請求の放棄若しくは和解を証する書面を添付して、予告登録の抹消を登録庁に囑託しなければならぬ。

(付記登録)

第三十五条 登録名義人の表示の変更の登録は、付記によつてする。

2 次に掲げる事項の登録は、登録上利害関係を有する第三者がないとき、又は申請書に登録上利害関係を有する第三者の承諾書若しくはこれに対抗することができる裁判の謄本若しくは裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内

2 (略)

(予告登録の抹消)

第三十三条 第一審裁判所の裁判所書記官は、第三十一条各号の訴えを却下した裁判若しくはこれを提起した者に対して敗訴を言い渡した裁判が確定したとき、訴えの取下げがあつたとき、請求の放棄があつたとき、又は請求の目的について和解があつたときは、職権で、囑託書に裁判の謄本若しくは抄本又は訴えの取下げ、請求の放棄若しくは和解を証する書面を添付して、予告登録の抹消を登録庁に囑託しなければならない。

(附記登録)

第三十五条 登録名義人の表示の変更の登録は、附記によつてする。

2 左に掲げる事項の登録は、登録上利害関係を有する第三者がないとき、又は申請書に登録上利害関係を有する第三者の承諾書若しくはこれに対抗することができる裁判の謄本を添付したときに限り、附記によつてする。

容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものを添付したときに限り、付記によつてする。

一 (略)

二 一部抹消登録の回復

(付記登録)

第四十八条 (略)

2 入漁権、先取特権又は抵当権の変更(信託による入漁権、先取特権又は抵当権についての変更を除く。)又は処分の制限の登録は、登録上利害関係を有する第三者がないとき、又は申請書に登録上利害関係を有する第三者の承諾書若しくはこれに対抗することができる裁判の謄本若しくは裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものを添付したときに限り、付記によつてする。

一 (略)

二 一部まづ消登録の回復

(付記登録)

第四十八条 (略)

2 入漁権、先取特権又は抵当権の変更(信託による入漁権、先取特権又は抵当権についての変更を除く。)又は処分の制限の登録は、登録上利害関係を有する第三者がないとき、又は申請書に登録上利害関係を有する第三者の承諾書若しくはこれに対抗することができる裁判の謄本を添付したときに限り、付記によつてする。

改正案

現行

<p>（書類の送達）                  第四条（略）</p> <p>2 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第九十九条、第一百条第一項及び<u>第一百三</u>条の規定は前項の規定によつて書類の送達を行う場合に、同法第一百五<u>条</u>及び第一百六条の規定は同項第一号又は第二号（書留郵便によつて送達する方法に係る部分に限る。）の規定によつて書類の送達を行う場合に、同法第一百七条の規定はこの項において準用する同法第一百六条の規定による送達ができなかつた場合にそれぞれ準用する。この場合において、同法第九十九条第一項中「訴訟無能力者」とあるのは「未成年者（独立して法律行為をすることができる場合を除く。）又は成年被後見人」と、同法第一百条第一項中「裁判所」とあるのは「収用委員会」と、同法第一百七条第一項中「裁判所書記官」とあるのは「収用委員会の庶務を処理する職員」と、「書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして最</p>	<p>（書類の送達）                  第四条（略）</p> <p>2 民事訴訟法（平成八年法律第九号）<u>第一百</u>二条、<u>第一百三</u>条及び<u>第九</u>条の規定は前項の規定によつて書類の送達を行う場合に、同法第一百五<u>条</u>及び第一百六条の規定は同項第一号又は第二号（書留郵便によつて送達する方法に係る部分に限る。）の規定によつて書類の送達を行う場合に、同法第一百七条の規定はこの項において準用する同法第一百六条の規定による送達ができなかつた場合にそれぞれ準用する。この場合において、同法第一百<u>二</u>条第一項中「訴訟無能力者」とあるのは「未成年者（独立して法律行為をすることができる場合を除く。）又は成年被後見人」と、同法第一百七条第一項中「裁判所書記官」とあるのは「収用委員会の庶務を処理する職員」と、「書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして最高裁判所規則で定めるもの」とあるのは「土地収用法施行令第四条第一</p>
--	--

高裁判所規則で定めるもの」とあるのは「土地収用法施行令第四号第一項第二号に規定する書留郵便等」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

(通知)

第六条 (略)

2 (略)

3 民事訴訟法第九十九条、第一百条第一項及び第一百三十三条の規定は前項の規定によつて通知をする場合に、同法第五十条及び第六十条の規定は同項第一号又は第二号（書留郵便によつて送達する方法に係る部分に限る。）の規定によつて通知をする場合に、同法第七十条の規定はこの項において準用する同法第六十条の規定による通知ができなかつた場合にそれぞれ準用する。この場合において、同法第九十九条第一項中「訴訟無能力者」とあるのは「未成年者（独立して法律行為をすることができる場合を除く。）又は成年被後見人」と、同法第一百条第一項中「裁判所」とあるのは「通知すべき者」と、同法第七十条第一項中「裁判所書記官」とあるのは「通知すべき者が命じた職員」と、「書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提

項第二号に規定する書留郵便等」と、同法第九十九条中「裁判所」とあるのは「収用委員会」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

(通知)

第六条 (略)

2 (略)

3 民事訴訟法第二百二条、第二百三条及び第九十九条の規定は前項の規定によつて通知をする場合に、同法第五十条及び第六十条の規定は同項第一号又は第二号（書留郵便によつて送達する方法に係る部分に限る。）の規定によつて通知をする場合に、同法第七十条の規定はこの項において準用する同法第六十条の規定による通知ができなかつた場合にそれぞれ準用する。この場合において、同法第二百二条第一項中「訴訟無能力者」とあるのは「未成年者（独立して法律行為をすることができる場合を除く。）又は成年被後見人」と、同法第七十条第一項中「裁判所書記官」とあるのは「通知すべき者が命じた職員」と、「書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものと

供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして最高裁判所規則で定めるもの」とあるのは「土地収用法施行令第四条第一項第二号に規定する書留郵便等」と読み替えるものとする。

4  
(略)

して最高裁判所規則で定めるもの」とあるのは「土地収用法施行令第四条第一項第二号に規定する書留郵便等」と、同法第九条中「公務員」とあるのは「公務員(起業者の職員を含む)」「と、「裁判所」とあるのは「通知すべき者」と読み替えるものとする。

4  
(略)

改正案	現行
<p>第二十二條 登録に関する錯誤又は脱落による更正の登録の申請があつた場合は、登録上利害関係を有する第三者がないとき、又は申請書に添えて登録上利害関係を有する第三者の承諾書若しくはこれに対抗することができる裁判の謄本若しくは裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものを提出したとき限り、付記により更正の登録をする。</p> <p>第二十四條 登録の抹消の申請をする者は、その抹消について登録上利害関係を有する第三者があるときは、申請書に添えて、その者の承諾書又はこれに対抗することができる裁判の謄本若しくは裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものを提出しなければならない。ただし、航空法第八条第一項第一号若しくは第二号に規定する航空機の滅失若しくは存否不明により申請をする場合又は同項第三号の規定により申請をする場合は、この限りでない。</p>	<p>第二十二條 登録に関する錯誤又は脱落による更正の登録の申請があつた場合は、登録上利害関係を有する第三者がないとき、又は申請書に添えて登録上利害関係を有する第三者の承諾書若しくはこれに対抗することができる裁判の謄本を提出したとき限り、附記により更正の登録をする。</p> <p>第二十四條 登録のまつ消の申請をする者は、そのまつ消について登録上利害関係を有する第三者があるときは、申請書に添えて、その者の承諾書又はこれに対抗することができる裁判の謄本を提出しなければならない。但し、航空法第八条第一項第一号若しくは第二号に規定する航空機の滅失若しくは存否不明により申請をする場合又は同項第三号の規定により申請をする場合は、この限りでない。</p>

(抹消した登録の回復)

第二十五条 抹消した登録の回復の申請をする者は、登録上利害関係を有する第三者があるときは、申請書に添えて、その者の承諾書又はこれに対抗することができるとする裁判の謄本若しくは裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものを提出しなければならない。

第二十九条 仮登録の抹消は、仮登録名義人がその申請をすることができるとする。

2 申請書に仮登録名義人の承諾書又はこれに対抗することができる裁判の謄本若しくは裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものを添えて提出したときは、登録上の利害関係人は、仮登録の抹消の申請をすることができる。

第三十一条 裁判所書記官は、前条に規定する訴えの提起があつたときは、職権で、嘱託書に訴状の謄本若しくは抄本又は電磁的訴訟記録（民事訴訟法（平成八年法律第九号）第九十一条の二第一項に規定する電磁的訴訟記録をいう。）に記録されている事項のうち訴状に記載すべき事項に係る部分の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容

(ま、つ、消した登録の回復)

第二十五条 ま、つ、消した登録の回復の申請をする者は、登録上利害関係を有する第三者があるときは、申請書に添えて、その者の承諾書又はこれに対抗することができるとする裁判の謄本を提出しなければならない。

第二十九条 仮登録のま、つ、消は、仮登録名義人がその申請をすることができるとする。

2 申請書に仮登録名義人の承諾書又はこれに対抗することができる裁判の謄本を添えて提出したときは、登録上の利害関係人は、仮登録のま、つ、消の申請をすることができる。

第三十一条 裁判所書記官は、前条に規定する訴えの提起があつたときは、職権で、嘱託書に訴状の謄本又は抄本を添えて、予告登録を嘱託しなければならない。

が当該電磁的訴訟記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを添えて、予告登録を嘱託しなければならない。

第三十二条 第一審裁判所の裁判所書記官は、第三十条に規定する訴えを却下した裁判若しくはこれを提起した者に対して敗訴を言い渡した裁判が確定したとき、訴えの取下げがあつたとき、請求の放棄があつたとき、又は請求の目的について和解があつたときは、職権で、嘱託書に裁判の謄本若しくは抄本若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの又は訴えの取下げ、請求の放棄若しくは和解を証する書面を添えて、予告登録の抹消を嘱託しなければならない。

(変更の登録)

第四十三条 抵当権の変更(信託による抵当権の変更を除く。)の登録の申請があつた場合には、登録上利害関係を有する第三者がないとき、又は申請書に登録上利害関係を有する第三者の承諾書若しくはこれに対抗することができるとする裁判の謄本若しくは裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものを添

第三十二条 第一審裁判所の裁判所書記官は、第三十条に規定する訴えを却下した裁判若しくはこれを提起した者に対して敗訴を言い渡した裁判が確定したとき、訴えの取下げがあつたとき、請求の放棄があつたとき、又は請求の目的について和解があつたときは、職権で、嘱託書に裁判の謄本若しくは抄本又は訴えの取下げ、請求の放棄若しくは和解を証する書面を添えて、予告登録の抹消を嘱託しなければならない。

(変更の登録)

第四十三条 抵当権の変更(信託による抵当権の変更を除く。)の登録の申請があつた場合には、登録上利害関係を有する第三者がないとき、又は申請書に登録上利害関係を有する第三者の承諾書若しくはこれに対抗することができるとする裁判の謄本を添えて提出したときに限り、付記により変更の登録をする。

えて提出したときに限り、付記により変更の登録をする。

改正案

現行

<p>第五条 次に掲げる事項の登録は、登録上の利害関係を有する第三者がない場合又は申請書に登録上の利害関係を有する第三者の承諾書若しくはその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものを添付した場合に限り、付記によつてする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(処分の制限等の登録の嘱託)</p> <p>第二十四条 裁判所書記官は、特許権その他特許に関する権利についてその処分の制限の裁判又はその制限の解除の裁判があつたときは、職権で、遅滞なく、嘱託書に裁判の謄本若しくは抄本又は裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものを添付して、処分の制限の登録又はその登録の抹消を特許庁に嘱託するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第五条 次に掲げる事項の登録は、登録上の利害関係を有する第三者がない場合又は申請書に登録上の利害関係を有する第三者の承諾書若しくはその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本を添付した場合に限り、付記によつてする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(処分の制限等の登録の嘱託)</p> <p>第二十四条 裁判所書記官は、特許権その他特許に関する権利についてその処分の制限の裁判又はその制限の解除の裁判があつたときは、職権で、遅滞なく、嘱託書に裁判の謄本又は抄本を添付して、処分の制限の登録又はその登録の抹消を特許庁に嘱託するものとする。</p> <p>2 (略)</p>
---	---

(予告登録の嘱託)

第二十五条 裁判所書記官は、第三条第一号又は第二号の訴えの提起があつたときは、職権で、遅滞なく、嘱託書に訴状の謄本若しくは抄本又は電磁的訴訟記録（民事訴訟法（平成八年法律第九号）第九十一条の二第一項に規定する電磁的訴訟記録をいう。）に記録されている事項のうち訴状に記載すべき事項に係る部分の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該電磁的訴訟記録に記載されている事項と同一であることを証明したものを添付して、予告登録を特許庁に嘱託するものとする。

(抹消した登録の回復)

第三十四条 抹消した登録の回復を申請する場合において、登録上の利害関係を有する第三者があるときは、申請書にその者の承諾書又はその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものを添付しなければならない。

(仮登録の抹消)

(予告登録の嘱託)

第二十五条 裁判所書記官は、第三条第一号又は第二号の訴えの提起があつたときは、職権で、遅滞なく、嘱託書に訴状の謄本又は抄本を添付して、予告登録を特許庁に嘱託するものとする。

(抹消した登録の回復)

第三十四条 抹消した登録の回復を申請する場合において、登録上の利害関係を有する第三者があるときは、申請書にその者の承諾書又はその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本を添付しなければならない。

(仮登録の抹消)

第五十三条 仮登録の抹消は、仮登録名義人だけで申請することができる。

2 申請書に仮登録名義人の承諾書又はその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものを添付したときは、登録上の利害関係を有する者だけで仮登録の抹消を申請することができる。

(予告登録の抹消)

第五十四条 第一審裁判所の裁判所書記官は、第三条第一号若しくは第二号の訴えを却下した裁判若しくはこれを提起した者に対して敗訴を言い渡した裁判が確定したとき、訴えの取下げがあつたとき、請求の放棄があつたとき、又は請求の目的について和解があつたときは、職権で、遅滞なく、囑託書に裁判の謄本若しくは抄本若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの又は訴えの取下げ、請求の放棄若しくは和解を証明する書面を添付して、予告登録の抹消を特許庁に囑託するものとする。

2・3 (略)

第五十三条 仮登録の抹消は、仮登録名義人だけで申請することができる。

2 申請書に仮登録名義人の承諾書又はその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本を添付したときは、登録上の利害関係を有する者だけで仮登録の抹消を申請することができる。

(予告登録の抹消)

第五十四条 第一審裁判所の裁判所書記官は、第三条第一号若しくは第二号の訴えを却下した裁判若しくはこれを提起した者に対して敗訴を言い渡した裁判が確定したとき、訴えの取下げがあつたとき、請求の放棄があつたとき、又は請求の目的について和解があつたときは、職権で、遅滞なく、囑託書に裁判の謄本若しくは抄本又は訴えの取下げ、請求の放棄若しくは和解を証明する書面を添付して、予告登録の抹消を特許庁に囑託するものとする。

2・3 (略)

(利害関係を有する第三者がある場合の登録の抹消)

第五十五条 登録の抹消を申請する場合において、登録上の利害関係を有する第三者があるときは、申請書にその者の承諾書又はその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものを添付しなければならない。

(利害関係を有する第三者がある場合の登録の抹消)

第五十五条 登録の抹消を申請する場合において、登録上の利害関係を有する第三者があるときは、申請書にその者の承諾書又はその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本を添付しなければならない。

改正案	現行
<p>第一条の五 次に掲げる事項の登録は、登録上の利害関係を有する第三者がない場合又は申請書に登録上の利害関係を有する第三者の承諾書若しくはその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものを添付した場合に限り、付記によつてする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(予告登録の嘱託)</p> <p>第六条の二 裁判所書記官は、第一条の三第一号又は第二号の訴えの提起があつたときは、職権で、遅滞なく、嘱託書に訴状の謄本若しくは抄本又は電磁的訴訟記録（民事訴訟法（平成八年法律第九十九号）第九十一条の二第一項に規定する電磁的訴訟記録をいう。）に記録されている事項のうち訴状に記載すべき事項に係る部分の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該電磁的訴訟記録に記載されている事項と同一であることを証明したものを添付して、予告登</p>	<p>第一条の五 次に掲げる事項の登録は、登録上の利害関係を有する第三者がない場合又は申請書に登録上の利害関係を有する第三者の承諾書若しくはその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本を添付した場合に限り、付記によつてする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(予告登録の嘱託)</p> <p>第六条の二 裁判所書記官は、第一条の三第一号又は第二号の訴えの提起があつたときは、職権で、遅滞なく、嘱託書に訴状の謄本又は抄本を添付して、予告登録を特許庁に嘱託するものとする。</p>

録を特許庁に嘱託するものとする。

(予告登録の抹消)

第六条の四 第一審裁判所の裁判所書記官は、第一条の三第一号若しくは第二号の訴えを却下した裁判若しくはこれを提起した者に対して敗訴を言い渡した裁判が確定したとき、訴えの取下げがあつたとき、請求の放棄があつたとき、又は請求の目的について和解があつたときは、職権で、遅滞なく、嘱託書に裁判の謄本若しくは抄本若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの又は訴えの取下げ、請求の放棄若しくは和解を証明する書面を添付して、予告登録の抹消を特許庁に嘱託するものとする。

2・3 (略)

(予告登録の抹消)

第六条の四 第一審裁判所の裁判所書記官は、第一条の三第一号若しくは第二号の訴えを却下した裁判若しくはこれを提起した者に対して敗訴を言い渡した裁判が確定したとき、訴えの取下げがあつたとき、請求の放棄があつたとき、又は請求の目的について和解があつたときは、職権で、遅滞なく、嘱託書に裁判の謄本若しくは抄本又は訴えの取下げ、請求の放棄若しくは和解を証明する書面を添付して、予告登録の抹消を特許庁に嘱託するものとする。

2・3 (略)

改正案	現行
<p>第一条の五 次に掲げる事項の登録は、登録上の利害関係を有する第三者がない場合又は申請書に登録上の利害関係を有する第三者の承諾書若しくはその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものを添付した場合に限り、付記によつてする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(予告登録の嘱託)</p> <p>第六条の二 裁判所書記官は、第一条の三第一号又は第二号の訴えの提起があつたときは、職権で、遅滞なく、嘱託書に訴状の謄本若しくは抄本又は電磁的訴訟記録(民事訴訟法(平成八年法律第九号)第九十一条の二第一項に規定する電磁的訴訟記録をいう。)に記録されている事項のうち訴状に記載すべき事項に係る部分の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該電磁的訴訟記録に記載されている事項と同一であることを証明したものを添付して、予告登</p>	<p>第一条の五 次に掲げる事項の登録は、登録上の利害関係を有する第三者がない場合又は申請書に登録上の利害関係を有する第三者の承諾書若しくはその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本を添付した場合に限り、付記によつてする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(予告登録の嘱託)</p> <p>第六条の二 裁判所書記官は、第一条の三第一号又は第二号の訴えの提起があつたときは、職権で、遅滞なく、嘱託書に訴状の謄本又は抄本を添付して、予告登録を特許庁に嘱託するものとする。</p>

録を特許庁に嘱託するものとする。

(予告登録の抹消)

第六条の七 第一審裁判所の裁判所書記官は、第一条の三第一号若しくは第二号の訴えを却下した裁判若しくはこれを提起した者に対して敗訴を言い渡した裁判が確定したとき、訴えの取下げがあつたとき、請求の放棄があつたとき、又は請求の目的について和解があつたときは、職権で、遅滞なく、嘱託書に裁判の謄本若しくは抄本若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの又は訴えの取下げ、請求の放棄若しくは和解を証明する書面を添付して、予告登録の抹消を特許庁に嘱託するものとする。

2・3 (略)

(予告登録の抹消)

第六条の七 第一審裁判所の裁判所書記官は、第一条の三第一号若しくは第二号の訴えを却下した裁判若しくはこれを提起した者に対して敗訴を言い渡した裁判が確定したとき、訴えの取下げがあつたとき、請求の放棄があつたとき、又は請求の目的について和解があつたときは、職権で、遅滞なく、嘱託書に裁判の謄本若しくは抄本又は訴えの取下げ、請求の放棄若しくは和解を証明する書面を添付して、予告登録の抹消を特許庁に嘱託するものとする。

2・3 (略)

改正案	現行
<p>（予告登録の嘱託）</p> <p>第九条の三 裁判所書記官は、第一条の二第一号に掲げる訴えの提起があつたときは、職権で、遅滞なく、嘱託書に訴状の謄本若しくは抄本又は電磁的訴訟記録（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第九十一条の二第一項に規定する電磁的訴訟記録をいう。）に記録されている事項のうち訴状に記載すべき事項に係る部分の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該電磁的訴訟記録に記載されている事項と同一であることを証明したものを添付して、予告登録を特許庁に嘱託するものとする。</p> <p>（予告登録の抹消）</p> <p>第九条の六 第一審裁判所の裁判所書記官は、第一条の二第一号に掲げる訴えを却下した裁判若しくはこれを提起した者に対して敗訴を言い渡した裁判が確定したとき、訴えの取下げがあつたとき、請求の放棄があつたとき、又は請求の目的について和解があつたときは、職権で、遅滞なく、嘱託書に裁判の謄本若しくは抄本若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した</p>	<p>（予告登録の嘱託）</p> <p>第九条の三 裁判所書記官は、第一条の二第一号に掲げる訴えの提起があつたときは、職権で、遅滞なく、嘱託書に訴状の謄本又は抄本を添付して、予告登録を特許庁に嘱託するものとする。</p> <p>（予告登録の抹消）</p> <p>第九条の六 第一審裁判所の裁判所書記官は、第一条の二第一号に掲げる訴えを却下した裁判若しくはこれを提起した者に対して敗訴を言い渡した裁判が確定したとき、訴えの取下げがあつたとき、請求の放棄があつたとき、又は請求の目的について和解があつたときは、職権で、遅滞なく、嘱託書に裁判の謄本若しくは抄本又は訴えの取下げ、請求の放棄若しくは和解を証明</p>

書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容  
と同一であることを証明したもの又は訴えの取下げ、請求の放  
棄若しくは和解を証明する書面を添付して、予告登録の抹消を  
特許庁に囑託するものとする。

2  
(略)

する書面を添付して、予告登録の抹消を特許庁に囑託するもの  
とする。

2  
(略)

改正案

現行

（職権又は囑託による予告登録）

第二十二条（略）

2 裁判所は、第四条第一号又は第二号に規定する訴えが提起されたときは、囑託書に訴状の謄本若しくは抄本又は電磁的訴訟記録（民事訴訟法（平成八年法律第九号）第九十一条の二第一項に規定する電磁的訴訟記録をいう。）に記録されている事項のうち訴状に記載すべき事項に係る部分の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該電磁的訴訟記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを添付して、予告登録を国土交通大臣に囑託しなければならない。

（予告登録の消除）

第二十三条（略）

2 第一審裁判所は、第四条第一号又は第二号に規定する訴えを却下した裁判若しくはこれを提起した者に対して敗訴を言い渡した裁判が確定したとき、訴えの取下げがあつたとき、請求の放棄があつたとき、又は請求の目的について和解があつたとき

（職権又は囑託による予告登録）

第二十二条（略）

2 裁判所は、第四条第一号又は第二号に規定する訴えが提起されたときは、囑託書に訴状の謄本又は抄本を添附して、予告登録を国土交通大臣に囑託しなければならない。

（予告登録の消除）

第二十三条（略）

2 第一審裁判所は、第四条第一号又は第二号に規定する訴えを却下した裁判若しくはこれを提起した者に対して敗訴を言い渡した裁判が確定したとき、訴えの取下げがあつたとき、請求の放棄があつたとき、又は請求の目的について和解があつたとき

は、嘱託書に裁判の謄本若しくは抄本若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの又は訴えの取下げ、請求の放棄若しくは和解を証する裁判所書記官の書面を添付して、予告登録の消除を国土交通大臣に嘱託しなければならぬ。

(登録の消除又は回復の申請)

第三十二条 登録の消除又は消除した登録の回復を申請する場合において、登録上利害関係を有する第三者があるときは、申請書にその者の承諾書又はこれに対抗することができる裁判の謄本若しくは裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものを添付しなければならない。

2 (略)

(仮登録の消除の申請)

第三十五条 登録上の利害関係人は、申請書に仮登録名義人の承諾書又はこれに対抗することができる裁判の謄本若しくは裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものを添付したときは、仮登録の消除を申請することができる。

は、嘱託書に裁判の謄本若しくは抄本又は訴えの取下げ、請求の放棄若しくは和解を証する裁判所書記官の書面を添付して、予告登録の消除を国土交通大臣に嘱託しなければならない。

(登録の消除又は回復の申請)

第三十二条 登録の消除又は消除した登録の回復を申請する場合において、登録上利害関係を有する第三者があるときは、申請書にその者の承諾書又はこれに対抗することができる裁判の謄本を添付しなければならない。

2 (略)

(仮登録の消除の申請)

第三十五条 登録上の利害関係人は、申請書に仮登録名義人の承諾書又はこれに対抗することができる裁判の謄本を添付したときは、仮登録の消除を申請することができる。

(付記登録)

第四十一条 登録名義人の表示の変更又は更正の登録及び登録事項の一部が削除された場合における回復の登録は、付記によつてする。

2 権利の変更の登録又は権利に関する登録の更正の登録は、登録上利害関係を有する第三者がないとき、又は申請書に登録上利害関係を有する第三者の承諾書若しくはこれに対抗することができ裁判の謄本若しくは裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものを添付したときに限り、付記によつてする。

3 買戻しの特約の登録、買戻権の移転の登録及び登録の原因に登録の目的たる権利の消滅に関する事項の定めがある場合におけるその事項の登録は、付記によつてする。

(附記登録)

第四十一条 登録名義人の表示の変更又は更正の登録及び登録事項の一部が削除された場合における回復の登録は、附記によつてする。

2 権利の変更の登録又は権利に関する登録の更正の登録は、登録上利害関係を有する第三者がないとき、又は申請書に登録上利害関係を有する第三者の承諾書若しくはこれに対抗することができ裁判の謄本を添付したときに限り、附記によつてする。

3 買戻しの特約の登録、買戻権の移転の登録及び登録の原因に登録の目的たる権利の消滅に関する事項の定めがある場合におけるその事項の登録は、附記によつてする。

改正案	現行
<p>(添付資料)</p> <p>第二十一条 第二十条の申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならぬ。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 登録の変更、更正若しくは抹消又は抹消した登録の回復を申請する場合において、登録上の利害関係を有する第三者があるときは、その者の承諾書又はその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(添付資料)</p> <p>第二十一条 第二十条の申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならぬ。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 登録の変更、更正若しくは抹消又は抹消した登録の回復を申請する場合において、登録上の利害関係を有する第三者があるときは、その者の承諾書又はその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本</p> <p>2・3 (略)</p>

改正案	現行
<p>(予告登録)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 裁判所は、第一項各号に規定する訴えの提起があつたときは、訴状の謄本若しくは抄本又は電磁的訴訟記録（民事訴訟法（平成八年法律第九号）第九十一条の二第一項に規定する電磁的訴訟記録をいう。）に記録されている事項のうち訴状に記載すべき事項に係る部分の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該電磁的訴訟記録に記載されている事項と同一であることを証明したものを添付して、予告登録を囑託しなければならない。</p> <p>(予告登録の抹消)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>2 第一審裁判所は、前条第一項各号に規定する訴えを却下した裁判若しくはこれを提起した者に対して敗訴を言い渡した裁判が確定したとき、訴えの取下げがあつたとき、請求の放棄があつたとき、又は請求の目的について和解があつたときは、囑託</p>	<p>(予告登録)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 裁判所は、第一項各号に規定する訴えの提起があつたときは、訴状の謄本又は抄本を添付して、予告登録を囑託しなければならない。</p> <p>(予告登録の抹消)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>2 第一審裁判所は、前条第一項各号に規定する訴えを却下した裁判若しくはこれを提起した者に対して敗訴を言い渡した裁判が確定したとき、訴えの取下げがあつたとき、請求の放棄があつたとき、又は請求の目的について和解があつたときは、囑託</p>

書に裁判の謄本若しくは抄本若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの又は訴えの取下げ、請求の放棄若しくは和解を証する裁判所書記官の書面を添付して、予告登録の抹消を囑託しなければならない。

3  
(略)

書に裁判の謄本若しくは抄本又は訴えの取下げ、請求の放棄若しくは和解を証する裁判所書記官の書面を添付して、予告登録の抹消を囑託しなければならない。

3  
(略)

改正案

現行

（付記登録をする場合）

第二十六条 回路配置利用権以外の権利の変更（信託による回路

配置利用権以外の権利についての変更を除く。）の登録は、登録上の利害関係を有する第三者がない場合又は申請書に登録上の利害関係を有する第三者の承諾書若しくはその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものを添付した場合には、付記によつてする。

（抹消した登録の回復）

第三十二条 抹消した登録の回復を申請する場合において、登録上の利害関係を有する第三者があるときは、申請書にその者の承諾書又はその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものを添付しなければならない。

（付記登録をする場合）

第二十六条 回路配置利用権以外の権利の変更（信託による回路

配置利用権以外の権利についての変更を除く。）の登録は、登録上の利害関係を有する第三者がない場合又は申請書に登録上の利害関係を有する第三者の承諾書若しくはその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本を添付した場合には、付記によつてする。

（抹消した登録の回復）

第三十二条 抹消した登録の回復を申請する場合において、登録上の利害関係を有する第三者があるときは、申請書にその者の承諾書又はその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本を添付しなければならない。

第三十七条 裁判所書記官は、前条に規定する訴えの提起があつたときは、職権で、遅滞なく、嘱託書に訴状の謄本若しくは抄本又は電磁的訴訟記録（民事訴訟法（平成八年法律第九号）第九十一条の二第一項に規定する電磁的訴訟記録をいう。）に記録されている事項のうち訴状に記載すべき事項に係る部分の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該電磁的訴訟記録に記載されている事項と同一であることを証明したものを添付して、予告登録を経済産業大臣に嘱託するものとする。

（仮登録の抹消）

第五十条 （略）

2 申請書に仮登録名義人の承諾書又はその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものを添付したときは、登録上の利害関係を有する者だけで仮登録の抹消を申請することができる。

（予告登録の抹消）

第五十一条 第一審裁判所の裁判所書記官は、第三十六条に規定する訴えを却下した裁判若しくはこれを提起した者に対して敗

第三十七条 裁判所書記官は、前条に規定する訴えの提起があつたときは、職権で、遅滞なく、嘱託書に訴状の謄本又は抄本を添付して、予告登録を経済産業大臣に嘱託するものとする。

（仮登録の抹消）

第五十条 （略）

2 申請書に仮登録名義人の承諾書又はその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本を添付したときは、登録上の利害関係を有する者だけで仮登録の抹消を申請することができる。

（予告登録の抹消）

第五十一条 第一審裁判所の裁判所書記官は、第三十六条に規定する訴えを却下した裁判若しくはこれを提起した者に対して敗

訴を言い渡した裁判が確定したとき、訴えの取下げがあつたとき、請求の放棄があつたとき、又は請求の目的について和解があつたときは、職権で、遅滞なく、嘱託書に裁判の謄本若しくは抄本若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの又は訴えの取下げ、請求の放棄若しくは和解を証明する書面を添付して、予告登録の抹消を経済産業大臣に嘱託するものとする。

2 (略)

(利害関係を有する第三者がある場合の登録の抹消)  
第五十二条 登録の抹消を申請する場合において、登録上の利害関係を有する第三者があるときは、申請書にその者の承諾書又はその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものを添付しなければならない。

訴を言い渡した裁判が確定したとき、訴えの取下げがあつたとき、請求の放棄があつたとき、又は請求の目的について和解があつたときは、職権で、遅滞なく、嘱託書に裁判の謄本若しくは抄本又は訴えの取下げ、請求の放棄若しくは和解を証明する書面を添付して、予告登録の抹消を経済産業大臣に嘱託するものとする。

2 (略)

(利害関係を有する第三者がある場合の登録の抹消)  
第五十二条 登録の抹消を申請する場合において、登録上の利害関係を有する第三者があるときは、申請書にその者の承諾書又はその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本を添付しなければならない。

十八 公証人手数料令（平成五年政令第二百二十四号）（第十八条関係）  
 （現行規定は、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和七年政令二百六十三号）による改正後のもの）

改正案	現行
<p>（送達）</p> <p>第三十九条 民事執行法第二十九条前段の債務名義（同法第二十条第五号に掲げるものに限る。）の正本若しくは謄本若しくはその債務名義に係る電磁的記録又は同法第二十九条後段の執行文の謄本若しくはその執行文に係る電磁的記録及び債権者が提出した文書の謄本若しくは電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録の送達についての手数料の額は、千六百元とする。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（送達）</p> <p>第三十九条 民事執行法第二十九条前段の債務名義（同法第二十条第五号に掲げるものに限る。）の正本若しくは謄本若しくはその債務名義に係る電磁的記録又は同法第二十九条後段の執行文の謄本若しくはその執行文に係る電磁的記録及び債権者が提出した文書の謄本の送達についての手数料の額は、千六百元とする。</p> <p>2・3 （略）</p>

改正案	<p>（判決による登記の申請）</p> <p>第六条 判決による登記は、単独で申請することができる。この場合において、申請人は、申請書に、共同して申請すべき者に登記手続を命ずる判決であつて執行力を有するものの正本若しくは謄本又は当該判決であつて執行力を有するものの内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該判決の内容と同一であることを証明したものを添付しなければならない。</p>
現行	<p>（判決による登記の申請）</p> <p>第六条 判決による登記は、単独で申請することができる。この場合において、申請人は、申請書に、共同して申請すべき者に登記手続を命ずる判決であつて執行力を有するものの正本又は謄本を添付しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>（通知） 第七條（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第九十九條、第一百條第一項、第一百三條、第一百五條及び第一百六條の規定は、前項の規定によつて通知をする場合に準用する。この場合において、同法第九十九條第一項中「訴訟無能力者」とあるのは「未成年者（独立して法律行為をすることができる場合を除く。）又は成年被後見人」と、同法第一百條第一項中「裁判所」とあるのは「通知すべき者」と読み替えるものとする。</p> <p>4（略）</p>	<p>（通知） 第七條（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一百二條、第一百三條、第一百五條、第一百六條及び第一百九條の規定は、前項の規定によつて通知をする場合に準用する。この場合において、同法第一百二條第一項中「訴訟無能力者」とあるのは「未成年者（独立して法律行為をすることができる場合を除く。）又は成年被後見人」と、同法第一百九條中「裁判所」とあるのは「通知すべき者」と読み替えるものとする。</p> <p>4（略）</p>

改正案

現行

<p>(付記登録) 第二条 (略)</p> <p>2 更正の登録は、登録上利害関係を有する第三者がないとき、又は登録上利害関係を有する第三者の承諾書若しくはこれに對抗することができる裁判の謄本若しくは抄本若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものが提出されたときに限り付記登録とする。</p> <p>第二十一条 登録の抹消を申請する場合において、登録上利害関係を有する第三者があるときは、申請書にその者の承諾書又はその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものを添付しなければならない。ただし、法第十二条第一項第一号に規定する小型船舶の滅失若しくは沈没又は同項第二号に規定する小型船舶の存否不明により申請をする場合は、この限りでない。</p>	<p>(付記登録) 第二条 (略)</p> <p>2 更正の登録は、登録上利害関係を有する第三者がないとき、又は登録上利害関係を有する第三者の承諾書若しくはこれに對抗することができる裁判の謄本若しくは抄本が提出されたときに限り付記登録とする。</p> <p>第二十一条 登録の抹消を申請する場合において、登録上利害関係を有する第三者があるときは、申請書にその者の承諾書又はその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本を添付しなければならない。ただし、法第十二条第一項第一号に規定する小型船舶の滅失若しくは沈没又は同項第二号に規定する小型船舶の存否不明により申請をする場合は、この限りでない。</p>
--	--

(抹消した登録の回復)

第二十三条 抹消した登録の回復を申請する場合において、登録上利害関係を有する第三者があるときは、申請書にその者の承諾書又はその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものを添付しなければならない。

(予告登録)

第二十四条 (略)

2 裁判所は、前項に規定する訴えの提起があつたときは、遅滞なく、嘱託書に訴状の謄本若しくは抄本又は電磁的訴訟記録(民事訴訟法(平成八年法律第九号)第九十一条の二第一項に規定する電磁的訴訟記録をいう。)に記録されている事項のうち訴状に記載すべき事項に係る部分の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該電磁的訴訟記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを添付して、予告登録を国土交通大臣に嘱託しなければならない。

(抹消した登録の回復)

第二十三条 抹消した登録の回復を申請する場合において、登録上利害関係を有する第三者があるときは、申請書にその者の承諾書又はその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本を添付しなければならない。

(予告登録)

第二十四条 (略)

2 裁判所は、前項に規定する訴えの提起があつたときは、遅滞なく、嘱託書に訴状の謄本又は抄本を添付して、予告登録を国土交通大臣に嘱託しなければならない。

(予告登録の抹消)

第二十五条 第一審裁判所は、前条第一項に規定する訴えを却下した裁判若しくはこれを提起した者に対して敗訴を言い渡した裁判が確定したとき、訴えの取下げがあったとき、請求の放棄があったとき、又は請求の目的について和解があったときは、遅滞なく、嘱託書に裁判の謄本若しくは抄本若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの又は訴えの取下げ、請求の放棄若しくは和解を証明する裁判所書記官の書面を添付して、予告登録の抹消を国土交通大臣に嘱託しなければならない。

2 前項の規定は、前条第一項に規定する訴えに係る確定判決又は和解、調停その他確定判決と同一の効力を有するものによつて確定した登録の抹消又は回復を請求する権利を放棄したことを証明する書面の提出があつた場合について準用する。この場合において、前項中「裁判の謄本若しくは抄本若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものである」とあるのは、「その書面の提出があつたこと」と読み替えるものとする。

(予告登録の抹消)

第二十五条 第一審裁判所は、前条第一項に規定する訴えを却下した裁判若しくはこれを提起した者に対して敗訴を言い渡した裁判が確定したとき、訴えの取下げがあったとき、請求の放棄があったとき、又は請求の目的について和解があったときは、遅滞なく、嘱託書に裁判の謄本若しくは抄本又は訴えの取下げ、請求の放棄若しくは和解を証明する裁判所書記官の書面を添付して、予告登録の抹消を国土交通大臣に嘱託しなければならない。

2 前項の規定は、前条第一項に規定する訴えに係る確定判決又は和解、調停その他確定判決と同一の効力を有するものによつて確定した登録の抹消又は回復を請求する権利を放棄したことを証明する書面の提出があつた場合について準用する。この場合において、前項中「裁判の謄本若しくは抄本又は訴えの取下げ、請求の放棄若しくは和解」とあるのは、「その書面の提出があつたこと」と読み替えるものとする。

3

(略)

3

(略)

改正案	現行
<p>（事業所管大臣への権限の委任）</p> <p>第三十四条 個人情報保護委員会は、法第五十条第一項の規定により、法第二十六条第一項、法第四十六条第一項、法第六十二条において読み替えて準用する民事訴訟法（平成八年法律第九号）<u>第一百条第一項、第一百一条、第一百二条の二、第一百三</u>条、<u>第一百五</u>条、<u>第一百六条及び第一百八条</u>、<u>法第六十三条並びに</u>法第六十四条の規定による権限を委任する場合においては、委任しようとする事務の範囲及び委任の期間を定めて、事業所管大臣に委任するものとする。ただし、個人情報保護委員会が自らその権限を行使することを妨げない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（権限行使の結果の報告）</p> <p>第三十五条 （略）</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 法第六十二条において読み替えて準用する民事訴訟法<u>第</u>百条第一項、<u>第</u>百一条、<u>第</u>百二条の二、<u>第</u>百三条、<u>第</u>百五条、<u>第</u>百六条若しくは<u>第</u>百八条、<u>法</u>第六十三条又は<u>法</u>第六</p>	<p>（事業所管大臣への権限の委任）</p> <p>第三十四条 個人情報保護委員会は、法第五十条第一項の規定により、法第二十六条第一項、法第四十六条第一項、法第六十二条において読み替えて準用する民事訴訟法（平成八年法律第九号）<u>第九十九条、第一百一条、第一百三</u>条、<u>第</u>百五条、<u>第</u>百六条、<u>第</u>百八条及び<u>第</u>百九条、<u>法</u>第六十三条並びに<u>法</u>第六十四条の規定による権限を委任する場合においては、委任しようとする事務の範囲及び委任の期間を定めて、事業所管大臣に委任するものとする。ただし、個人情報保護委員会が自らその権限を行使することを妨げない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（権限行使の結果の報告）</p> <p>第三十五条 （略）</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 法第六十二条において読み替えて準用する民事訴訟法<u>第</u>九十九条、<u>第</u>百一条、<u>第</u>百三条、<u>第</u>百五条、<u>第</u>百六条若しくは<u>第</u>百九条、<u>法</u>第六十三条又は<u>法</u>第六十四</p>

十四条の規定による権限を行使した場合 その結果その他参考となるべき事項

2 (略)

(地方公共団体の長等が処理する事務)

第四十条 法第二十六条第一項、法第四百四十六条第一項、法第六十二条において読み替えて準用する民事訴訟法第百条第一項、第百一条、第百二条の二、第百三条、第百五条、第百六条及び第百八条、法第六十三条並びに法第六十四条に規定する個人情報保護委員会の権限に属する事務(以下この条において「検査等事務」という。)は、当該権限が法第五十条第一項の規定により事業所管大臣に委任され、又は同条第四項の規定により金融庁長官に委任された場合において、個人情報取扱事業者等が行う事業であつて当該事業所管大臣又は金融庁長官が所管するものについての報告の徴収又は検査に係る権限に属する事務の全部又は一部が他の法令の規定により地方公共団体の長その他の執行機関(以下この条において「地方公共団体の長等」という。)が行うこととされているときは、当該地方公共団体の長等が行う。この場合において、当該事務を行うこととなる地方公共団体の長等が二以上あるときは、検査等事務は、各地方公共団体の長等がそれぞれ単独に行うことを妨げない。

2 4 (略)

の規定による権限を行使した場合 その結果その他参考となるべき事項

2 (略)

(地方公共団体の長等が処理する事務)

第四十条 法第二十六条第一項、法第四百四十六条第一項、法第六十二条において読み替えて準用する民事訴訟法第九十九条、第百一条、第百三条、第百五条、第百六条、第百八条及び第百九条、法第六十三条並びに法第六十四条に規定する個人情報保護委員会の権限に属する事務(以下この条において「検査等事務」という。)は、当該権限が法第五十条第一項の規定により事業所管大臣に委任され、又は同条第四項の規定により金融庁長官に委任された場合において、個人情報取扱事業者等が行う事業であつて当該事業所管大臣又は金融庁長官が所管するものについての報告の徴収又は検査に係る権限に属する事務の全部又は一部が他の法令の規定により地方公共団体の長その他の執行機関(以下この条において「地方公共団体の長等」という。)が行うこととされているときは、当該地方公共団体の長等が行う。この場合において、当該事務を行うこととなる地方公共団体の長等が二以上あるときは、検査等事務は、各地方公共団体の長等がそれぞれ単独に行うことを妨げない。

2 4 (略)



二十三 不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）（第二十三条関係）  
 （現行規定は、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和七年政令二百六十三号）による改正後のもの）

改正案	現行
<p>（添付情報）</p> <p>第七条 登記の申請をする場合には、次に掲げる情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 権利に関する登記を申請するときは、次に掲げる情報</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 登記原因を証する情報。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合にあつては当該(1)又は(2)に定めるものに限るものとし、別表の登記欄に掲げる登記を申請する場合（次の(1)又は(2)に掲げる場合を除く。）にあつては同表の添付情報欄に規定するところによる。</p> <p>(1) 第六十三条第一項に規定する確定判決による登記を申請するとき 執行力のある確定判決の判決書の正本（執行力のある確定判決と同一の効力を有するものの正本を含む。以下同じ。）</p> <p>電子判決書（民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百五十二条第一項に規定する電</p>	<p>（添付情報）</p> <p>第七条 登記の申請をする場合には、次に掲げる情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 権利に関する登記を申請するときは、次に掲げる情報</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 登記原因を証する情報。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合にあつては当該(1)又は(2)に定めるものに限るものとし、別表の登記欄に掲げる登記を申請する場合（次の(1)又は(2)に掲げる場合を除く。）にあつては同表の添付情報欄に規定するところによる。</p> <p>(1) 第六十三条第一項に規定する確定判決による登記を申請するとき 執行力のある確定判決の判決書の正本（執行力のある確定判決と同一の効力を有するものの正本を含む。以下同じ。）</p>

---

子判決書（同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたものに限る。）をいう。以下この(1)において同じ。

（ ）に記録されている事項を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該ファイルに記録されている事項と同一であることを証明したものと（執行力のある確定判決と同一の効力を有するもの）の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該確定判決と同一の効力を有するもの（執行力のある確定判決と同一の効力を有するもの）の内容を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が当該電磁的記録の内容が当該電子判決書に記録されている事項と同一であることを証明したもの（執行力のある確定判決と同一の効力を有するもの）の内容を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が当該電磁的記録の内容が当該確定判決と同一の効力を有するもの（執行力のある確定判決と同一の効力を有するもの）の内容を記録した電磁的記録を証明したものを含む。以下「電子判決書記録事項電子証明書」という。）

(2) (略)

ハ (略)

六 (略)

---

(2) (略)

ハ (略)

六 (略)

2・3 (略)

別表(第三条、第七条関係)

三十三	用益権に関する登記	一〇三十二 (略)	項
			登記
			申請情報
			添付情報
	地上権の設定の登記	法第七十八条各号に掲げる登記事項	イ 借地借家法(平成三年法律第九十号)第二十二條第一項前段の定めがある地上権の設定にあつては、同項後段の書面又は同条第二項の電磁的記録及びその他の登記原因を証する情報(登記原因を証す

2・3 (略)

別表(第三条、第七条関係)

三十三	用益権に関する登記	一〇三十二 (略)	項
			登記
			申請情報
			添付情報
	地上権の設定の登記	法第七十八条各号に掲げる登記事項	イ 借地借家法(平成三年法律第九十号)第二十二條第一項前段の定めがある地上権の設定にあつては、同項後段の書面又は同条第二項の電磁的記録及びその他の登記原因を証する情報(登記原因を証す

---

---

---

---

る情報として  
執行力のある  
確定判決の判  
決書の正本、  
電子判決書記  
録事項証明書  
又は電子判決  
書記録事項電  
子証明書が提  
供されたとき  
を除く。）

ロ 借地借家法  
第二十三条第  
一項又は第二  
項に規定する  
借地権に当た  
る地上権の設  
定にあつては  
、同条第三項  
の公正証書の  
謄本、当該公  
正証書に記録

---

---

---

---

---

---

---

---

る情報として  
執行力のある  
確定判決の判  
決書の正本が  
提供されたと  
きを除く。）

ロ 借地借家法  
第二十三条第  
一項又は第二  
項に規定する  
借地権に当た  
る地上権の設  
定にあつては  
、同条第三項  
の公正証書の  
謄本、当該公  
正証書に記録

---

---

---

---

---

---

---

---

---

されている事項の全部を出  
力した書面又は当該事項の  
全部を記録した電磁的記録  
(登記原因を証する情報と  
して執行力のある確定判決  
の判決書の正本、電子判決  
書記録事項証明書又は電子  
判決書記録事項電子証明書  
が提供されたときを除く。  
ハ 大規模な災害の被災地  
における借地借

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

されている事項の全部を出  
力した書面又は当該事項の  
全部を記録した電磁的記録  
(登記原因を証する情報と  
して執行力のある確定判決  
の判決書の正本が提供され  
たときを除く。  
ハ 大規模な災害の被災地  
における借地借

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

家に関する特別措置法（平成二十五年法律第六十一号）第七条第一項の定めがある地上権の設定にあつては、同条第三項の書面又は同条第四項の電磁的記録（登記原因を証する情報として執行力のある確定判決の判決書の正本、電子判決書記録事項証明書又は電子判決書記録事項電子証明書が提

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

家に関する特別措置法（平成二十五年法律第六十一号）第七条第一項の定めがある地上権の設定にあつては、同条第三項の書面又は同条第四項の電磁的記録（登記原因を証する情報として執行力のある確定判決の判決書の正本が提供されたときを除く。）

---

---

---

---

---

	三十八 (略)	
	賃借権の設 定の登記	
	法第八十一条各 号に掲げる登記 事項	
イ 借地借家法 第二十二條第 一項前段の定 めがある賃借 権の設定にあ つては、同項 後段の書面又 は同條第二項 の電磁的記録 及びその他の 登記原因を証 する情報（登 記原因を証す る情報として 執行力のある 確定判決の判 決書の正本）	ニ (略)  供されたとき を除く。）	

	三十八 (略)	
	賃借権の設 定の登記	
	法第八十一条各 号に掲げる登記 事項	
イ 借地借家法 第二十二條第 一項前段の定 めがある賃借 権の設定にあ つては、同項 後段の書面又 は同條第二項 の電磁的記録 及びその他の 登記原因を証 する情報（登 記原因を証す る情報として 執行力のある 確定判決の判 決書の正本）	ニ (略)	

---

---

---

---

---

電子判決書記  
録事項証明書  
又は電子判決  
書記録事項電  
子証明書が提  
供されたとき  
を除く。）  
ロ 借地借家法  
第二十三条第  
一項又は第二  
項に規定する  
借地権に当た  
る賃借権の設  
定にあつては  
、同条第三項  
の公正証書の  
謄本、当該公  
正証書に記録  
されている事  
項の全部を出  
力した書面又  
は当該事項の

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

提供されたと  
きを除く。）  
ロ 借地借家法  
第二十三条第  
一項又は第二  
項に規定する  
借地権に当た  
る賃借権の設  
定にあつては  
、同条第三項  
の公正証書の  
謄本、当該公  
正証書に記録  
されている事  
項の全部を出  
力した書面又  
は当該事項の

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

全部を記録した電磁的記録（登記原因を証する情報として執行力のある確定判決の判決書の正本、電子判決書記録事項証明書又は電子判決書記録事項電子証明書が提供されたときを除く。）

ハ 借地借家法第三十八条第一項前段の定めがある賃借権の設定にあつては、同項前段の書面又

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

全部を記録した電磁的記録（登記原因を証する情報として執行力のある確定判決の判決書の正本が提供されたときを除く。）

ハ 借地借家法第三十八条第一項前段の定めがある賃借権の設定にあつては、同項前段の書面又

---

---

---

---

---

---

---

---

---

は同条第二項の電磁的記録（登記原因を証する情報として執行力のある確定判決の判決書の正本、電子判決書記録事項証明書又は電子判決書記録事項電子証明書が提供されたときを除く。）

二 借地借家法第三十九条第一項の規定による定めのある賃借権の設定にあっては、同条第二項

---

---

---

---

---

---

---

---

は同条第二項の電磁的記録（登記原因を証する情報として執行力のある確定判決の判決書の正本が提供されたときを除く。）

二 借地借家法第三十九条第一項の規定による定めのある賃借権の設定にあっては、同条第二項

---

---

---

---

---

---

---

---

---

の書面又は同  
条第三項の電  
磁的記録及び  
その他の登記  
原因を証する  
情報（登記原  
因を証する情  
報として執行  
力のある確定  
判決の判決書  
の正本、電子  
判決書記録事  
項証明書又は  
電子判決書記  
録事項電子証  
明書が提供さ  
れたときを除  
く。）  
ホ 高齢者の居  
住の安定確保  
に関する法律  
（平成十三年

---

---

---

---

---

の書面又は同  
条第三項の電  
磁的記録及び  
その他の登記  
原因を証する  
情報（登記原  
因を証する情  
報として執行  
力のある確定  
判決の判決書  
の正本が提供  
されたときを  
除く。）  
ホ 高齢者の居  
住の安定確保  
に関する法律  
（平成十三年

---

---

---

---

法律第二十六号)第五十二条第一項の定めがある貸借権の設定にあつては、同項の書面又は同条第二項の電磁的記録(登記原因を証する情報として執行力のある確定判決の判決書の正本、電子判決書記録事項証明書又は電子判決書記録事項電子証明書が提供されたときを除く。)

---

---

---

---

---

---

---

---

法律第二十六号)第五十二条第一項の定めがある貸借権の設定にあつては、同項の書面又は同条第二項の電磁的記録(登記原因を証する情報として執行力のある確定判決の判決書の正本が提供されたときを除く。)

---

---

---

---

---

---

---

---

---

害の被災地における借地借家に関する特別措置法第七條第一項の定めがある賃借権の設定にあつては、同條第三項の書面又は同條第四項の電磁的記録（登記原因を証する情報として執行力のある確定判決の判決書の正本、電子判  
決書記録事項  
証明書又は電  
子判決書記録  
事項電子証明  
書）が提供され

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

害の被災地における借地借家に関する特別措置法第七條第一項の定めがある賃借権の設定にあつては、同條第三項の書面又は同條第四項の電磁的記録（登記原因を証する情報として執行力のある確定判決の判決書の正本が提供されたときを除く。）

---

---

---

---

---

(略)	
	。（ ち・ト (略)

(略)	
	ち・ト (略)

改正案	現行
<p>（署名収集証明書）            第九条（略）</p> <p>2 署名収集証明書には、署名簿の署名の効力の決定に関する電子判決書（民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百五十二条第一項に規定する電子判決書（同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたものに限る。）をいう。）に記録されている事項を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該ファイルに記録されている事項と同一であることを証明したものである又は法第五条第三十項において準用する地方自治法第七十四条の二第十項の規定による通知に係る書面があるときは、これを添えなければならない。</p>	<p>（署名収集証明書）            第九条（略）</p> <p>2 署名収集証明書には、署名簿の署名の効力の決定に関する判決書又は法第五条第三十項において準用する地方自治法第七十四条の二第十項の規定による通知に係る書面があるときは、これを添えなければならない。</p>

改正案

現行

<p>(添付情報)                  第十七条 (略)                  一～四 (略)</p> <p>五 登記原因を証する情報。ただし、準用不動産登記法第六十三條第一項に規定する確定判決による登記を申請するときにあつては執行力のある確定判決の判決書の正本（執行力のある確定判決と同一の効力を有するものの正本を含む。）、「電子判決書（民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百五十二條第一項に規定する電子判決書（同法第二百五十三條第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたものに限る。）をいう。以下この号において同じ。）に記録されている事項を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該ファイルに記録されている事項と同一であることを証明したものを（執行力のある確定判決と同一の効力を有するものの内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該確定判決と同一の効力を有するものの内容を証明したものを証明したものを含む。）又は電子判決書に記録されている事項を記録した</p>	<p>(添付情報)                  第十七条 (略)                  一～四 (略)</p> <p>五 登記原因を証する情報。ただし、準用不動産登記法第六十三條第一項に規定する確定判決による登記を申請するときにあつては執行力のある確定判決の判決書の正本（執行力のある確定判決と同一の効力を有するものの正本を含む。）に限るものとし、別表の各項の登記欄に掲げる登記を申請するとき（同條第一項に規定する確定判決による登記を申請するときを除く。）又は囑託するときにあつては同表の当該各項の添付情報欄に規定するところによる。</p>
--	---

電磁的記録であつて裁判所書記官が当該電磁的記録の内容が当該電子判決書に記録されている事項と同一であることを証明したもの（執行力のある確定判決と同一の効力を有するものの内容を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が当該電磁的記録の内容が当該確定判決と同一の効力を有するもの内容と同一であることを証明したものを含む。）に限るものとし、別表の各項の登記欄に掲げる登記を申請するとき（準用不動産登記法第六十三条第一項に規定する確定判決による登記を申請するときを除く。）又は囑託するときにあつては同表の当該各項の添付情報欄に規定するところによる。

六・七（略）

六・七（略）